

2004.10.27

## 金融庁 金融審議会 第二部会 報告資料

共済会 いきいき世代の会  
理事長 片寄 斗史子

## 1. 共済会「いきいき世代の会」の概要

(1)設立年月日 共済会 いきいき世代の会設立日 2002 年 7 月 5 日

募集開始 2002 年 10 月 7 日(『いきいき』11 月号から)

(2)共済実施団体の形態

共済事業は非営利事業という前提に立って、人格の無い社団として運営している。

(3)会員資格

母体企業である「ユーリーグ株式会社」が直販形態で月刊誌として刊行している雑誌『いきいき』(2004 年 10 月末現在約 36 万部、通販雑誌『ふくふく』も同梱)の 1 年(12 冊 6,600 円)または 3 年(36 冊 18,000 円)の定期購読者に限定。

保障対象者は「契約者本人・契約者の配偶者と子および子の配偶者・契約者本人の親および配偶者の親」

(4)契約者数(2004 年 10 月 20 日現在)

契約者数 約 6,100 名 保障対象者数 約 7,800 名

(5)募集形態

雑誌『いきいき』において、募集告知(「いきいき世代の会」と「ユーリーグ株式会社」との業務委託契約を締結)を行い、加入に関して「電話」または「はがき」にて資料請求した読者に対して、募集に関する資料(詳細なパンフレット、申込書など)を郵送

## 2. 共済会を立ち上げるに至った経緯

基本的には、添付「設立趣意書」の通りとなっているが、概略は以下の通り。

『いきいき』は“50 代からの生きかた応援雑誌”として、36 万人の読者にご愛読いただいている。また、通販による物の購入や旅行や講座など、読者の生活全般を応援することを通じて読者の生活全般を支えることができたらと考えてきた。そういう観点から、読者の仲間であう制度を創設することはできないかと考えた結果、読者自身が会員となって参加する形態である共済制度が最も相応しい制度であるとの考えに至り、「いきいき世代の会」を設立した。

## 3. 主な取扱商品の内容

現在は、基礎的で生きるための医療共済として、「いきいき世代」のみを販売している。

## (1)保障内容

主たる保障内容 病気・ケガによる入院保障・手術保障・高度先進医療保障

1 口の保障金額(2 口まで加入可)

入院時 1 日 5,000 円(2 口では 1 日 10,000 円)

1 回の入院について 1~90 日 契約期間通算 1080 日

手術保障 手術の種類により、5・10・20 万円(2 口では 10・20・40 万円)

高度先進医療 契約期間通算で最高 100 万円(最高 200 万円)

(2)保障期間 保障期間(共済期間)としては1年で、1年ごとの更新で80歳まで

(3)最大保障限度額

2口加入時で90日入院、40万円該当の手術を実施した場合は

$$10,000 \text{ 円} \times 90 \text{ 日} = 90 \text{ 万円} + 40 \text{ 万円} = 130 \text{ 万円}$$

なお、高度先進医療保障が発生した場合は2口で最高200万円が加算される。

ただし、現在まで約300件の共済給付金の支払い実績があるが高度先進医療保障の支払い実績は無い

(4)月掛金(79歳まで加入が可能で、加入後5歳刻みで掛金がアップする)

月払掛金			年払掛金		
満年齢	女性	男性	満年齢	女性	男性
20～24歳	1,380	1,680	20～24歳	15,730	19,150
25～29歳	1,480	1,780	25～29歳	16,870	20,290
30～34歳	1,580	1,980	30～34歳	18,010	22,570
35～39歳	1,780	2,180	35～39歳	20,290	24,850
40～44歳	1,980	2,480	40～44歳	22,570	28,270
45～49歳	2,180	2,880	45～49歳	24,850	32,830
50～54歳	2,480	3,280	50～54歳	28,270	37,390
55～59歳	2,780	3,780	55～59歳	31,690	43,090
60～64歳	3,280	4,280	60～64歳	37,390	48,790
65～69歳	3,980	5,280	65～69歳	45,370	60,190
70～74歳	4,980	6,280	70～74歳	56,770	71,590
75～79歳	5,980	7,280	75～79歳	68,170	82,990

(5)自動更新の有無

保障期間(共済期間)は1年間で、1年後の契約満了を迎えるにあたっては、

- ・更新時に加入資格(『いきいき』の定期購読期間中であるかどうか)の確認
- ・契約が満了し継続する意思があるかどうかの旨の通知を送付し意思確認
- ・非継続の申し出者に対しては、連絡の上、非継続とし、出資金の返戻

(6)直近の年間共済掛金

2003年10月～2004年9月実収ベース掛金 約280,000千円

4. 共済掛金の運用方法、責任準備金、再共済の状況

共済掛金の運用方法 運用はしていない。銀行普通預金にて管理。

責任準備金 1年契約であり、本来の責任準備金(翌年以降相当分)は発生しないが、年払い契約についてのみ、翌事業年度分の未経過掛金のうち再共済料を控除した金額を責任準備金として計上している。

再共済 S&P、Moody's、AMBestの格付け機関による優良な格付けを有する保険会社を再共済先として選定している

5. 情報開示の状況

共済会「いきいき世代の会」事務局に事業年度毎の決算資料・定款・規約類配置し、契約者が閲覧できるようにしている。

加入証書郵送時に「いきいき世代約款」「いきいき世代の会定款」「共済事業規約」を同封している。

以上

## 金融庁審議会報告資料 論点整理への意見・要望

共済会 いきいき世代の会  
理事長 片寄 斗史子

### 1. 現状に対して

基本的には、論点整理が全体概況を表現していると思うが、「契約者の保護や公正な競争条件の観点からあるべき規制の姿を論議」とあることに対して、「規制有りき」ということにならないよう配慮願いたい。

### 2. 基本的考え方に対して

いろんな意見があることを否定するつもりは無いが、相互扶助という基本的な考えの下「共済事業」としてあるべき内容で事業を行なっている団体に対して、保険会社並みの規制をするということは、比較的弱者としての共済事業そのものの存在を否定し、現状を否定するだけであり、基本的な事業活動の自由を阻害することにもなりかねないことから、保険会社と同様の検査を行なうという論議は合理的ではないと思われる。従って、共済事業として、あるべき一定の基準を設定し、その範疇の共済事業については、必要最低限の届出を行なうこと、一定の規模以上については、民間の第三者機関の審査を導入するなど検討するという方向で、例えば届出制など緩やかな管理・監督制度を導入することを期待する。

### 3. 規制の具体的内容について

#### (1) 参入規制等について

「行政当局の監督を必要とする規模」とはどの程度を想定しているのか。「法人格」については、中間法人も含め共済事業に相応しい法人格が存在しないのではないかとと思われる。

#### (2) 商品審査等について

「個別審査までは求めない」ことは評価できるが、「保険会社と比べて業務に一定の制約を設けること」の範囲と必要性を明確にしてほしい。

#### (3) 責任準備金の積立等について

1年契約の商品など、必ずしも必要とは思わないが、必要としてもコンサルティング会社の保険数理人などに委託することで可能としてはどうか。

#### (4) 事業規制、資産運用規制について

「共済事業」は非営利事業であるとの観点から、営利事業との兼業は基本的にありえないと考えている。よって、「人格無き社団における非営利事業」として共済事業を行なっていきたい。保有部分がある以上一定の財産的措置は必要と考える。運用については、幅広い運用は本来目的からも如何かと思われることから、一定の制限はやむを得ない。

#### (5) 情報開示について

「説明書類の備え置き」は必要と考えるが、「外部監査」については義務付けるべきではないと思うが、規模によっては信頼性を確保する上でも、導入を検討する必要があるかもしれない。

#### **(6)募集規制について**

商品の種類が少なく単純な場合「保険募集人」を登録する必要性は無いと思われる。

#### **(7)検査・監督について**

「行政当局の検査・監督」については、「特定の行政の監督下に置く」という意味ではある程度理解できる。ただ、実際の検査・監督が保険会社並みに行なわれるということでは、比較的小規模で極力経費を抑えて運営している共済会の必要以上の組織強化が必要となり、本来の共済事業運営が図れなくなる。ソルベンシーマージン基準についても、その基準を適用し運用することは著しく不適合であると思われる。

#### **(8)セーフティネットについて**

1年契約の商品などの場合、万一の破綻による損失は小さく、ある程度の財産措置で可能とし、セーフティネットの必要性は無いと思われる。

#### **(9)移行の円滑化のための措置について**

当然のことであり、適切な移行期間の確保と自由で健全な経済活動を阻害することの無いよう配慮願いたい。

以上